

障がい福祉従事者処遇改善緊急支援事業について

【 お知らせ 】

福祉・介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）を取得し、取組を推進する（又は見込み）事業所、処遇改善加算対象外サービス（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援）で処遇改善加算取得事業者に準ずる要件を満たす（又は見込み）事業所に対して、人件費の改善に必要な費用を補助する「障がい福祉従事者処遇改善緊急支援事業」を実施します。

1 対象事業所

- ・青森県内（青森市、八戸市含む）の障害福祉サービス事業所等
- ・補助要件等については、国の実施要綱等を確認してください。
⇒ 国の実施要綱等は県HPに掲載しています。

2 スケジュール等

- ・補助要件を満たす事業所で、申請を希望する場合は、交付申請に先立って、国の実施要綱に定める「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業計画書」を、県へ提出する必要があります。
 - ・計画書の受付期間は、令和8年3月11日（水）から4月3日（金）までです。
- ※交付申請手続きについては、計画書の審査後、別途お知らせします。

【県ホームページ「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金」】

(URL) <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/syofuku/syougai-fukusi-juujisasyogoukaizenkinkyusien.html>

【問い合わせ先】

厚生労働省コールセンター 電話：050-3733-0230 受付時間：9:00～18:00（土日含む）

障害福祉サービス等事業所の皆さま、障害福祉現場で働く皆さまへ

障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業

福祉・介護職員以外も含む障害福祉従事者（※1）の
月額1.0万円（※2）相当を、6か月分補助します。対象範囲
拡大！

（※1）対象事業所で働くすべての従業員が職種を問わず対象です。

（※2）常勤換算の職員一人当たりの金額。平均的な職員配置を基に設定した交付率を総報酬額に乗じた額を支給します。

以下のステップに沿って申請してみませんか？

今回から
相談支援事業所等も
対象になります！

1 まずは所在地の都道府県に届け出ましょう！

※指定権者が市区町村でも、本事業の申請先は都道府県です。申請様式等は各都道府県のHP等でご確認ください。

2 補助金額に相当する職員の賃金改善を行いましょ！

※本補助金は、全額を賃金改善に充てる必要があります。

特にR7年度内に補助金の支給を受ける場合、R8.3までに賃金改善を行う必要があります。

申請様式に記載した見込額の賃金改善を補助金の支給を待たずに行うこともご検討ください。

3 都道府県の定める要綱に記載の要件を満たしましょう！

処遇改善加算対象サービスの要件

処遇改善加算Ⅰ・Ⅱの場合は①+（②or③）（詳細は要綱を確認！）

- ①処遇改善加算を算定していること
- ②職場環境等要件の取組を14以上行っている
- ③経験・技能のある障害福祉人材のうち1人以上が改善後の賃金見込額が460万円以上

処遇改善加算Ⅲ・Ⅳの場合（詳細は要綱を確認！）

- ④処遇改善加算を算定していること
- ⑤職場環境等要件の取組を8以上行っている

申請時点では要件が
揃っていない場合でもOK！

対象拡大サービス（※）の要件

（※）計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援・障害児相談支援が対象

処遇改善加算Ⅳの算定に準ずる要件を満たすこと
（詳細については要綱を確認！）処遇改善加算や本事業の
様式の記入で困ったな・・・？

専用コールセンターがあります！

そんな時は・・・

電話番号：050-3733-0230

受付時間：9:00～18:00

（土・日・祝日含む）